

プロジェクト 税効果会計

項目 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」
ーコメント募集のための公開期間の検討**本資料の目的**

1. 本資料は、第 309 回企業会計基準委員会及び第 18 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）において議論した「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）のコメント募集のための公開期間について、引き続き審議することを目的とする。

前回の企業会計基準委員会及び専門委員会における事務局提案

2. 企業会計基準等の草案の公開期間については、「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）において、「公開の期間は、原則として、2 ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」と定められている（適正手続規則第 17 条第 3 項）。
3. この適正手続規則を受けて、公開草案の公開期間は 2 ヶ月としていることが多い。これまで公開草案の公開期間を 2 ヶ月超とした例としては、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」（3 ヶ月）、「退職給付に関する会計基準」とその適用指針（2 ヶ月半¹）がある。
4. 今回開発している適用指針は、すべての企業に影響を及ぼすものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に係る実務の変更は経営管理にも影響を及ぼす可能性があることから重要と考えられる。

しかしながら、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」における企業の分類に応じた取扱いの枠組みを基本的に踏襲したうえで、当該定めの一部について必要な見直しを行っているため、改正内容が比較的限定されており、コメントの形成により多くの時間を要するとは必ずしも言えないと考えられる。

以上を踏まえ、第 309 回企業会計基準委員会及び第 18 回専門委員会においては、本公開草案に係る公開期間を 2 ヶ月とすることを事務局より提案した。

¹ 「退職給付に関する会計基準」とその適用指針の公開期間については、公開草案の公表（3 月中旬）後に年度決算や 5 月の連休をはさむため、公開期間を 2 ヶ月半としている。

事務局提案に対して聞かれた意見

5. 第4項に記載した事務局提案に対し、企業会計基準委員会及び専門委員会では、下記の意見が聞かれた。

2ヶ月より長くすることが適切との意見

(第309回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (1) 回収可能性については多くの議論がなされており、質問事項も多い。コメントを形成するには、各企業が個々の状況を踏まえて監査人と議論することも必要である。したがって、4ヶ月から5ヶ月とすべきであり、最低3ヶ月は必要である。

公表のタイミングによっては2ヶ月より長くすることも考えられるとの意見

(第18回専門委員会で聞かれた意見)

- (2) 現時点では公表時期が未定のため、公表のタイミングによっては2ヶ月より多少長くすることも考えられる。

(第309回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 論点が多いとは言えないが、コメント形成のために十分理解される必要性を考えると、公開草案を公表するタイミングによっては多少長くすることは考えられる。

2ヶ月で十分であるとの意見

(第18回専門委員会で聞かれた意見)

- (4) 本公開草案の内容であれば2ヶ月で十分である。

(第309回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (5) 修正国際基準(案)はコメント期間中に夏休みをはさむため、実質的に2ヶ月であった。本公開草案は、扱う領域が繰延税金資産の回収可能性に限定されており、2ヶ月が適切である。今回2ヶ月を超える期間とすると、今後、より広い領域を扱う公開草案の場合に影響を与えかねないことが懸念される。
- (6) できるだけ早く、適用指針が最終化されることによって企業の実態がより適切に反映されることが重要であるから、2ヶ月が適切である。適用指針を早く最終化することにより、より適切に周知を図ることも可能となる。

コメント募集のための公開期間の検討

6. 前回ご審議いただいた第 309 回企業会計基準委員会以降、財務諸表作成者（約 30 名）に対しアウトリーチを 4 月 15 日に実施したところ、2 ヶ月を公開期間とする事務局提案に対して、大きな異論は聞かれなかった。
7. コメント募集のための公開期間について、最低 3 ヶ月は必要であるという意見が聞かれるものの、監査人や利用者からは大きな異論が聞かれていなく、また、財務諸表作成者に対するアウトリーチにおいて 2 ヶ月を公開期間とする事務局提案に対して大きな異論は聞かれなかったことを踏まえると、2 ヶ月で設定しても実務的な対応は可能であると考えられることから、本公開草案の公開期間については 2 ヶ月としてはどうか。

ディスカッション・ポイント

- ・ 本公開草案の公開期間を 2 ヶ月とすることについてご意見を伺いたい。

以 上